

がん医療均てん化推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県民がどこに住んでいても質の高いがん医療を受けられるようにするため、がん医療均てん化推進事業を行うがん診療連携拠点病院等がん診療を行う病院に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「がん医療均てん化推進事業」とは、静岡県がん対策推進計画に基づき、がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、静岡県地域がん診療連携推進病院、静岡県小児がん拠点病院、がん相談支援センター及び国・県指定病院以外の病院が、その機能及び役割に応じて必要となる施設又は設備・機器を整備する事業をいう。
- (2) この要綱において「がん診療連携拠点病院」とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知。以下「国指針」という。）に基づき厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院をいう。
- (3) この要綱において「地域がん診療病院」とは、国指針に基づき厚生労働大臣が指定した地域がん診療病院をいう。
- (4) この要綱において「静岡県地域がん診療連携推進病院」とは、「静岡県地域がん診療連携推進病院の整備について」（平成22年3月26日付け医疾第1274号静岡県厚生部長通知）に基づき知事が指定した静岡県地域がん診療連携推進病院をいう。
- (5) この要綱において「静岡県小児がん拠点病院」とは、「静岡県小児がん拠点病院の整備に関する指針」（平成22年6月4日付け医疾第329号静岡県健康福祉部長通知）に基づき知事が指定した静岡県小児がん拠点病院をいう。
- (6) この要綱において「がん相談支援センター」とは、「がん相談支援センターの整備に関する指針」（平成20年3月24日策定）に基づき知事が指定したがん相談支援センターをいう。
- (7) この要綱において「国・県指定病院以外の病院」とは、(2)から(6)に掲げるもの以外のものであって、別に定めるがん診療を行う病院をいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）及び事業計画書添付資料（様式第2号の2）
- ウ 経費所要額調べ（様式第3号）（施設の整備にあつては様式第3号の2を添付）
- エ 収支予算書（様式第4号）
- オ 施設の整備にあつては、施設の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳書
- カ 設備・機器の整備にあつては、機械、器具等の明細書
- キ 歳入歳出予算（見込）書の抄本

ク その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

知事が別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のア又はイのとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助金調書（様式第5号）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(8) 補助事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第6号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）及び変更事業計画書添付資料（様式第2号の2）

ウ 変更経費所要額調べ（様式第3号）（施設の整備にあつては様式第3号の2を添付）

- エ 変更収支予算書（様式第 4 号）
- オ 変更歳入歳出予算（見込）書の抄本
- カ その他知事が別に定める書類

第 7 実績報告

(1) 提出書類 各 1 部

- ア 実績報告書（様式第 7 号）
- イ 事業実績書（様式第 2 号）及び事業実績書添付資料（様式第 2 号の 2）
- ウ 収支精算書（様式第 3 号）（施設の整備にあつては様式第 3 号の 2 を添付）
- エ 収支決算書（様式第 4 号）
- オ 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで

第 8 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 8 号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

第 9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が 0 円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 9 号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年度分の補助金から適用する。ただし、第 9 の改正規定は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。ただし、第 2 (2) の改正規定は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助額	下限額
事業の区分	補助対象経費	補助基準額		
がん診療連携拠点病院が行う施設整備事業	がん診療連携拠点病院が行う低侵襲医療（リニアック（放射線治療装置）による放射線療法を除く）の機能強化を目的とした治療施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	400 m ² と補助対象建築面積を比較していずれか少ない面積に、195,800 円と建築単価（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	—
地域がん診療病院、静岡県地域がん診療連携推進病院及び小児がん拠点病院が行う施設整備事業	地域がん診療病院、静岡県地域がん診療連携推進病院及び静岡県小児がん拠点病院が行う放射線療法の機能強化を目的とした治療施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費			—
がん相談支援センター及び国・県指定病院以外の病院が行う施設整備事業	がん相談支援センター及び国・県指定病院以外の病院が行う化学療法の機能強化を目的とした治療施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	300 m ² と補助対象建築面積を比較していずれか少ない面積に、195,800 円と建築単価（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額		—
別に定める地域の基幹となるがん診療連携拠点病院が行う設備・機器整備事業	別に定める地域の基幹となるがん診療連携拠点病院が行うゲノム医療、希少がん医療、難治性がん医療の機能強化を目的とした治療設備・機器の整備に要する事業費	1 か所当たり 200,000 千円		—
がん診療連携拠点病院が行う設備・機器整備事業	がん診療連携拠点病院が行う低侵襲医療（リニアック（放射線治療装置）による放射線療法を除く）の機能強化を目的とした治療設備・機器の整備に要する事業費			—
地域がん診療病院、静岡県地域がん診療連携推進病院及び静岡県小児がん拠点病院が行う設備・機器整備事業	地域がん診療病院、静岡県地域がん診療連携推進病院及び静岡県小児がん拠点病院が行う放射線療法の機能強化を目的とした治療設備・機器の整備に要する事業費			
がん相談支援センター及び国・県指定病院以外の病院が行う設備・機器整備事業	がん相談支援センター及び国・県指定病院以外の病院が行う化学療法及び緩和ケア等の機能強化を目的とした治療設備・機器の整備に要する事業費	1 か所当たり 32,400 千円		1 品につき 100 千円

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

がん医療均てん化推進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年度においてがん医療均てん化推進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請

- 1 金額 円
- 2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

1 事業の区分

2 事業費

事業費	円
うち補助金	

（注）変更事業計画については、変更前の額を上段にカッコ書きで記載すること。

3 事業の目的

4 事業の（期待される）効果

5 事業内容

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）添付資料

事業の名称						補助対象外事業分					
開設者（設置者）		施設名		所在地							
所属医療圏の概要		医療圏名（		病床過剰地域・病床非過剰地域							
1 施設の規模及び構造等											
敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）										
事業の種別	（新築、増築、改築の別）										
病床数	整備前（		整備後（		床						
建物の構造	建築面積 m ² （造）階建										
及び面積	延べ面積 m ²										
2 施工状況						小計					
工事の施行方法		（直営、請負の別）				合計					
施工期間		着工 年 月 日～竣工 年 月 日				4 財源内訳					
3 整備費内訳						区分	金額		備考		
区分	費目	面積	単価	金額	備考	円		（内訳）			
補助対象事業分		m ²	円	円		(1) 県補助金					
						(2) 地方債					
						(3) 寄附金					
						(4) その他					
						計					
						5 その他 参考事項					
小計											

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

経費所要額調べ（変更経費所要額調べ、収支精算書）

（単位：円）

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) = (C)	対象経費の 支出（予定）額 (D)	補助基準額 (E)	選定額 (F)	県費補助所要額 (G)	県費補助 交付決定額 (H)
施設整備								
設備・機器整備								
合 計								

- 1 E欄は、別表に定める補助基準額を記入すること。
- 2 F欄は、D欄の額とE欄の額を比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- 3 G欄は、C欄の額とF欄の額を比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じた額を記入すること。
なお、算定に当たっては1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

（注）変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第 5 号（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

年 度 補 助 金 調 書

県			市 町 等								備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち県費補助金相当額	支 出 済 額	うち県費補助金相当額	
(項) (目) (説明)	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 1 市町等の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となる事項を適宜記入する

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

がん医療均てん化推進事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたがん医療均てん化推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたがん医療均てん化推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 8 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたがん医療均てん化推進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたがん医療均てん化推進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3 の額から 2 の額を差し引いた額） 金 円

- 5 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名